

ID: 58

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	村田町民体育館条例 第7条第1項(第11条第2項の規定により指定管理者が管理を行う場合を含む。)		
例 規 番 号	昭和53年条例第33号		
【基準】	<p>第7条、村田町民体育館条例施行規則第10条及び暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例第3条の規定による。</p> <p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第7条 使用者がこの条例及びこの条例に基づく教育委員会の定めに違反した場合は、使用の許可を取り消し、又は使用を停止することができる。</p> <p>2 前項の規定により、使用の取消しを受けた者が損害を受けても、町は、賠償の責めを負わない。</p> <p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第10条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用の許可を取り消し、又は使用を停止することができる。</p> <p>(1) 使用許可申請書に偽りの記載があったとき。</p> <p>(2) 使用許可の条件に違反したとき。</p> <p>(使用等の制限)</p> <p>第3条 公の施設の使用等をする者は、暴力団の利益となる使用等をしてはならない。</p> <p>2 使用等許可権者は、公の施設の使用等の許可の申請があった場合において、当該申請に係る公の施設の使用等が前項の使用等に該当すると認めるときは、その許可をしてはならない。</p> <p>3 使用等許可権者は、公の施設の使用等の許可をした場合において、当該許可に係る公の施設の使用等が第1項の使用等に該当することが明らかになったときは、当該許可を取り消し、又は当該許可に係る公の施設の使用等の停止を命ずるものとする。この場合において、当該使用等をする者に損害が生じることがあっても、使用等許可権者はその責めを負わないものとする。</p>		
備考			
設 定 年 月 日	令和3年4月2日	最 終 変 更 年 月 日	令和5年4月1日